

# 入札公告

庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和8年3月6日

福島県総務部施設管理課長 原 哲朗

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 県庁舎等警備業務
- (2) 業務箇所 福島市杉妻町2番16号ほか
- (3) 業務概要 県庁舎等構内及び外来駐車場警備
- (4) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) この業務は、地方自治法施行令第167条の10第2項に基づく最低制限価格を設定する業務である。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（令和8・9年度分）の警備業務に登録されている者であること。
- (2) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条に規定する特定建築物又は医療法第1条の5第1項に規定する病院において、延べ床面積10,000平方メートル以上の24時間常駐勤務が必要な警備業務を令和5年1月1日以降に、12か月以上継続して履行した実績があること。

## 3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後直ちに入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 設計図書、仕様書の配布期間及び配布場所
  - ア 閲覧期間 令和8年3月6日（金）～令和8年3月19日（木）
  - イ 閲覧場所 福島市杉妻町2番16号  
福島県総務部施設管理課
- (3) 設計図書等に対する質問及び回答
  - ア 受付期間 令和8年3月6日（金）～令和8年3月12日（木）

- イ 受付方法 入札説明書による。
- ウ 受付場所 福島市杉妻町2番16号  
福島県総務部施設管理課  
電話番号 024-521-7080  
ファクシミリ 024-521-7812  
電子メール shisetsukanri@pref.fukushima.lg.jp
- エ 回答予定日 令和8年3月17日（火）
- オ 回答書閲覧方法 (2)の配布場所及び福島県総務部施設管理課ホームページに掲載する。

#### 4 入札方法等

- (1) 入札書の提出について  
入札説明書による。
- (2) 入札日時等
- ア 入札日時 令和8年3月23日（月）午前10時50分から
- イ 入札場所 福島市杉妻町2番16号  
福島県庁西庁舎西316会議室
- (3) 開札は、入札終了後直ちに入札会場で行うものとする。
- (4) 入札結果の公表及び方法  
入札説明書による。

#### 5 入札参加資格要件の審査に関する事項

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を下回る入札をした者を除き、同額の場合はいくじ引きにより先順位となった者）に係る入札参加資格確認書類の記載事項を審査の上、入札参加資格を確認するものとする。

当該者の入札参加資格が確認できなかった場合は、当該者以外の者で予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を下回る入札をした者を除き、同額の場合はいくじ引きにより先順位となった者）に係る入札参加資格確認書類の記載事項を審査の上、入札参加資格を確認するものとし、確認できなかった場合は以下同様に行うものとする。

また、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を下回る入札をした者を除き、同額の場合はいくじ引きにより先順位となった者）が、入札参加資格を確認できなかった場合において、当該者以外の者で予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を下回る入札をした者を除き、同額の場合はいくじ引きにより先順位となった者）がいなかったときは、引き続き再度の入札を行うこととする。

なお、落札候補者の入札審査資格要件の審査及び落札者の決定については、入札説明書による。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

## 7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び庁舎等維持管理業務条件付一般競争入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

## 9 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先

福島県総務部施設管理課

電話番号 024-521-7080

ファクシミリ 024-521-7812

電子メール shisetsukanri@pref.fukushima.lg.jp